

平成26年1月30日

土地・建設産業局

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について

農林水産省及び国土交通省が、平成25年10月に実施した公共事業労務費調査に基づき、平成26年2月からの公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価を決定したのでお知らせします。

【問い合わせ先】

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課

課長補佐 伊藤（内線：24863）

指導調整係長 斎藤（内線：24865）

電話番号 03-5253-8111【代表】
03-5253-8283【夜間直通】

FAX番号 03-5253-1555

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について

I. 単価設定のポイント

- (1) 最近の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映 (例年の4月改訂を前倒し)
 (2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映 (継続)

全職種平均

全 国 (16,190円) 平成25年4月比; +7.1% (平成24年度比; +23.2%)
 被災三県 (17,671円) 平成25年4月比; +8.4% (平成24年度比; +31.2%)

- ※1 入札不調の増加に応じて単価を引き上げるよう措置 (継続) (当面被災三県のみ)
 ※2 一定の既契約工事についても、新労務単価を踏まえてインフレスライド条項を適用

II. 技能労働者の処遇改善・若年入職者増加に向けた関係者への要請 (平成26年1月30日)

建設業団体あて

(1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払

- ・適切な価格での下請契約の締結
- ・労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請
- ・雇用する技能労働者の賃金水準を引上げ

(2) 社会保険等への加入徹底

- ・元請は、法定福利費相当額 (労働者負担分及び事業主負担分) を適切に含んだ額による下請契約を締結
- ・下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させる

(3) 若年入職者の積極的な確保

(4) ダンピング受注の排除

(5) 消費税の適切な支払い

地方公共団体等 (公共発注者) あて

- (1) 公共工事設計労務単価の改定値の早期適用
 (2) ダンピング受注の排除・歩切りの根絶
 (3) 適切な水準の賃金や法定福利費の支払、社会保険等への加入徹底に関する元請業者指導

民間発注者あて

- (1) 労務費・資材費の上昇傾向を踏まえた工事発注や契約変更
 (2) 法定福利費相当額の適切な支払い
 ・ 法定福利費相当額 (労働者負担分及び事業主負担分) を適切に含んだ額による工事発注
 (3) 消費税の適切な支払い

III. 今後の取り組み

(1) 技能労働者の賃金水準の実態を注視

- (2) 国交省直轄工事の元請・一次下請については、社会保険加入企業に限る方向で検討 (平成26年度中に開始)
 地方公共団体等、他の公共工事発注者にも、同様の検討を要請

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について

全国全職種平均(参考値)

16,190円

(単純平均値のH25.4単価比; +7.1%)

H24単価比: +23.2%

被災三県

: 17,671円 (単純平均値のH25.4単価比+8.4%)

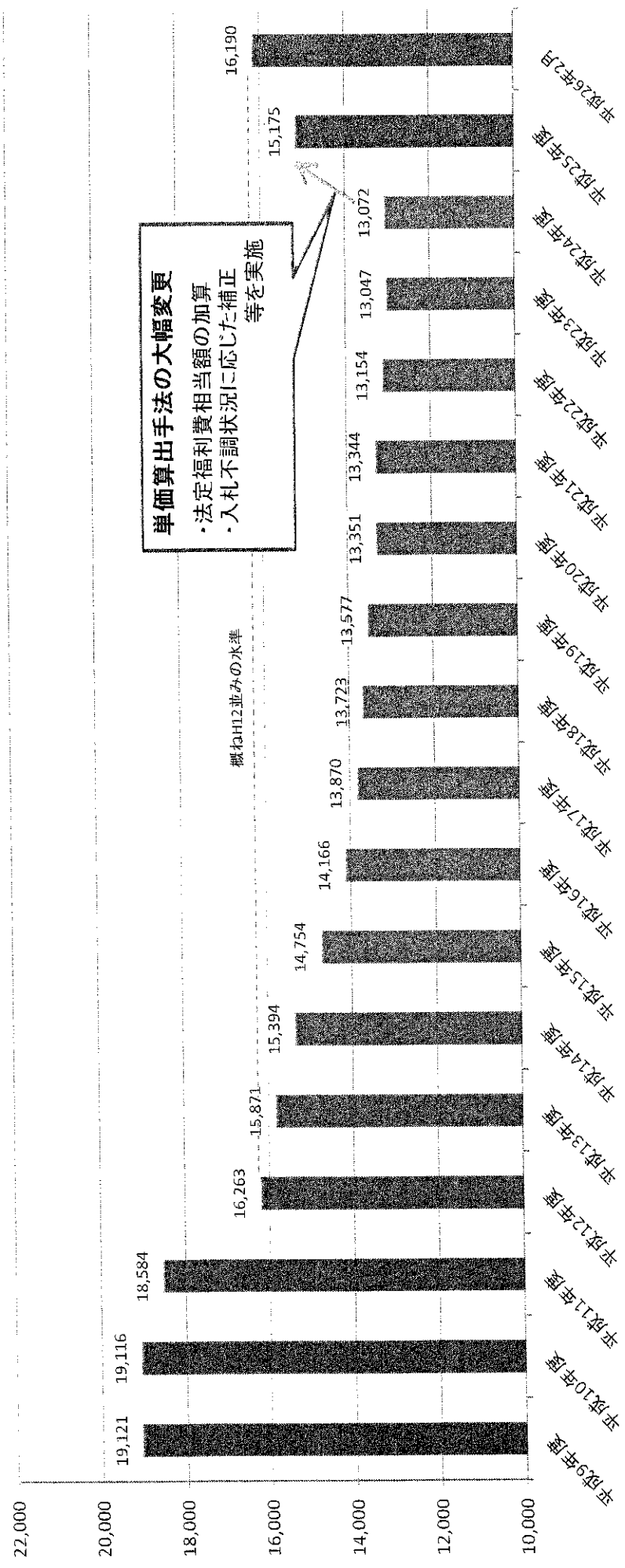
H24単価比: +31.2%

被災三県以外の都道府県 : 16,062円 (単純平均値のH25.4単価比+7.0%)

全国全職種平均 : 16,190円 (単純平均値のH25.4単価比+7.1%)

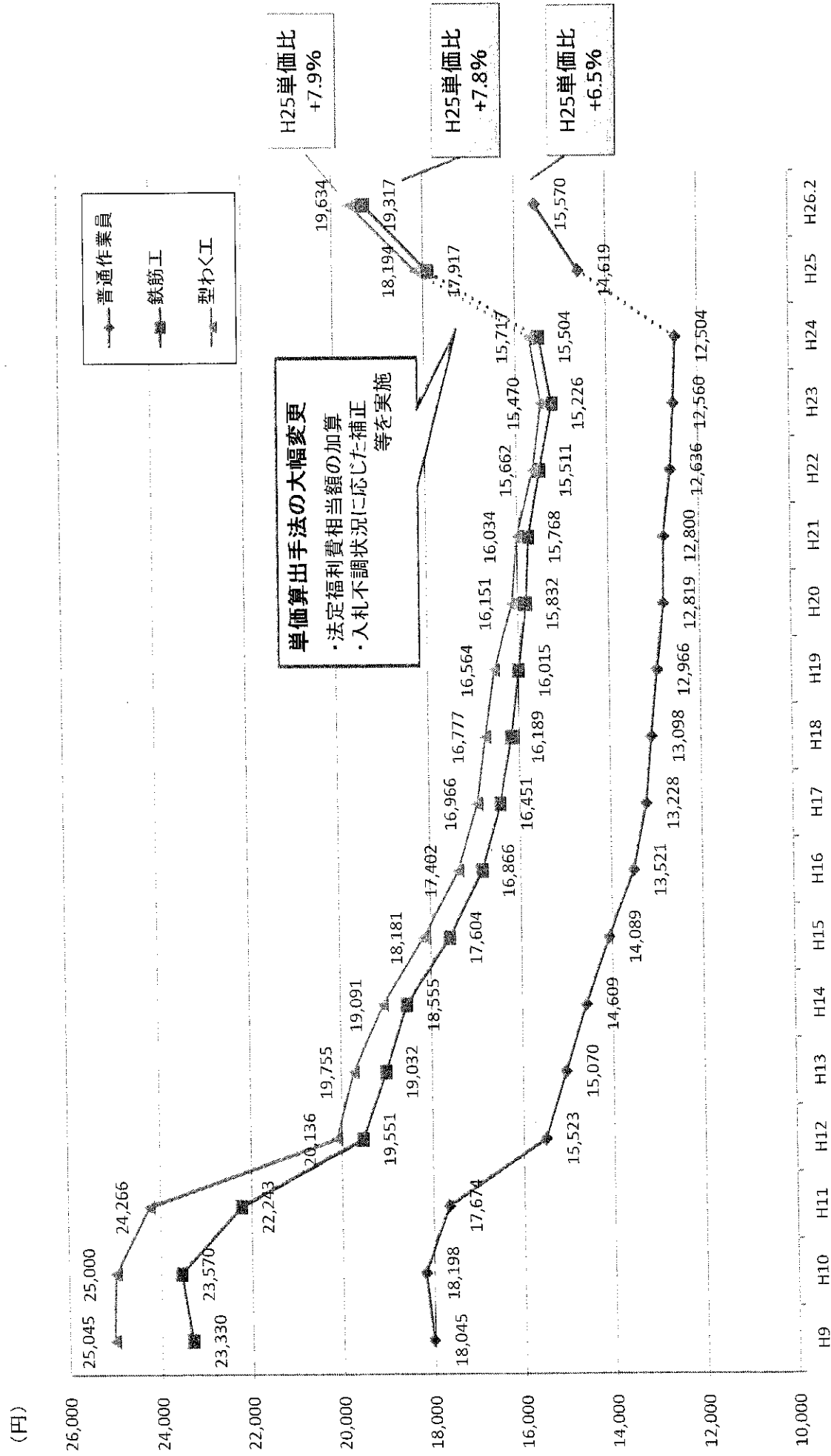
(円/1日8時間当たり)

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



注1)加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイレズ式で算出した
 注2)平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分割されていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した

公共工事設計労務単価の推移(主要職種)



出所: 国土交通省「公共工事設計労務単価」

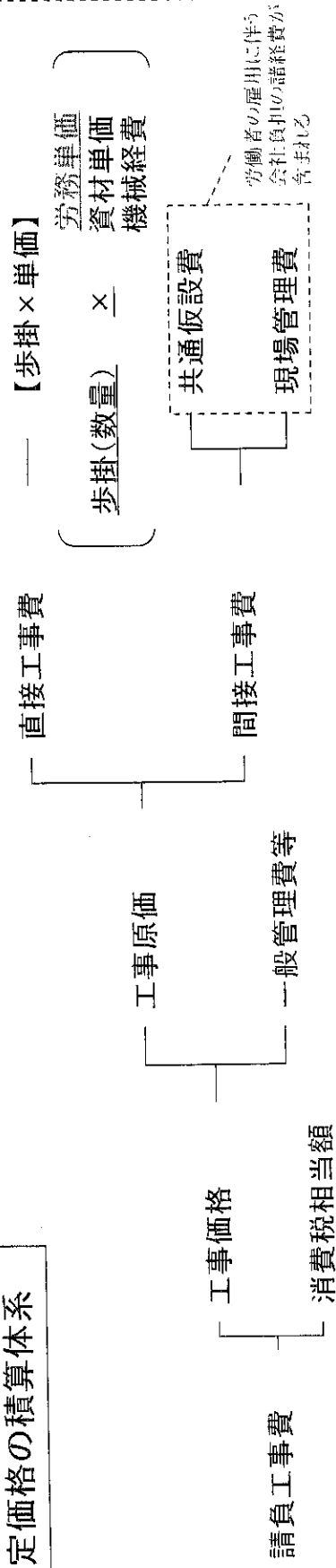
公共工事設計労務単価について

公共工事設計労務単価の概要

- **性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価
 - ※ 個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
 - ※ 建設労働者等の賃金相当額であって、労働者に支払われない諸経費分は含まれていない
(諸経費分は、別途、共通仮設費及び現場管理費の項目で積算される)
- **法令**: 予算決算及び会計令第80条第2項

「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」
- **設定**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約16万人)の賃金支払い実態を調査し、年1回、年度当初に設定。
- **利用者**: 国、地方公共団体、独法等が予定価格の積算に利用。

予定価格の積算体系



平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道		21,500	18,800	18,000	18,000	17,000	18,200	18,800	18,100	19,100
東北	02 青森県		23,600	21,900	19,200	19,400	16,700	17,200	17,000	17,900	17,500
	03 岩手県		(25,800)	(23,200)	(20,800)	(21,700)	17,900	(18,800)	(18,000)	(19,000)	(16,800)
	04 宮城県		(28,500)	(26,300)	(22,900)	(23,700)	18,700	(20,500)	(19,800)	(20,600)	(16,800)
	05 秋田県		23,600	19,300	21,000	19,400	16,000	17,500	17,300	17,600	17,700
	06 山形県		22,100	19,700	18,400	19,200	18,000	17,500	19,300	18,400	18,000
	07 福島県		28,200	18,500	20,600	19,400	18,400	17,600	19,200	18,900	19,800
関東	08 茨城県	25,200	39,500	21,700	22,600	23,200	19,700	20,800	23,400	23,400	23,400
	09 栃木県	25,300	39,900	21,300	22,600	23,300	19,700	21,900	23,900	23,600	23,500
	10 群馬県	25,100	37,300	21,300	22,100	20,500	18,300	20,700	22,300	21,700	23,500
	11 埼玉県	24,900	40,300	22,500	23,300	23,300	19,700	21,600	25,100	24,100	23,500
	12 千葉県	25,000	41,300	21,900	24,800	23,800	20,200	22,400	25,200	24,200	23,500
	13 東京都	25,500	39,400	22,800	24,700	24,100	20,400	22,900	26,000	24,200	23,500
	14 神奈川県	25,300	38,200	22,700	23,400	23,400	19,900	23,000	23,800	23,700	23,500
	19 山梨県	25,200	37,700	22,600	23,500	23,000	19,900	22,400	23,500	23,400	23,200
	20 長野県	24,300	32,900	19,400	21,500	19,500	18,000	20,300	21,700	21,600	23,300
北陸	15 新潟県	21,900	23,000	17,500	17,800	17,500	17,600	16,400	17,800	17,700	23,100
	16 富山県	21,900	26,600	19,400	18,200	18,100	17,500	17,500	17,800	18,400	23,100
	17 石川県	22,600	27,100	19,000	18,300	17,800	17,200	17,900	18,500	18,600	23,400
中部	21 岐阜県	24,800	31,100	21,200	21,400	19,200	18,700	20,000	19,600	19,500	21,700
	22 静岡県	25,100	33,400	20,000	23,900	20,400	18,800	20,800	21,600	19,700	21,700
	23 愛知県	26,400	31,600	21,500		19,800	19,300	20,500	21,200	19,800	21,200
	24 三重県	23,100	32,700	20,000	21,900	19,300	19,600	19,900	21,000	21,100	21,600
近畿	18 福井県	20,900	30,700	18,900	18,000	17,900	18,100	19,300	19,700	19,400	
	25 滋賀県	21,000	31,000	18,700	19,200	18,700	18,300	19,700	20,400	19,400	
	26 京都府	21,500	31,500	20,200	19,300	19,700	18,800	20,100	20,400	19,400	
	27 大阪府	21,500	32,100	21,400	19,200	19,900	19,700	20,300	20,500	19,700	
	28 兵庫県	21,500	30,600	20,000	18,800	19,000	17,900	19,900	19,700	18,800	
	29 奈良県	21,500	31,700	21,200	19,300	20,300	19,700	20,000	20,400	19,500	
	30 和歌山県	21,300	31,900	21,400	19,200	19,900	18,500	20,000	20,200	19,400	
中国	31 鳥取県		27,500	17,600	17,900	17,100	16,400	18,700	19,200	18,300	16,600
	32 島根県		23,000	17,000	18,100	16,600	16,700	17,200	18,300	17,900	16,900
	33 岡山県		26,200	18,200	17,900	17,400	17,100	18,700	19,500	18,200	16,700
	34 広島県		23,100	17,800	18,100	17,100	17,000	17,300	18,800	17,800	17,000
	35 山口県		23,100	17,000	18,100	16,900	17,100	17,300	18,500	17,800	17,000
四国	36 徳島県	19,600	27,200	17,700	18,400	18,300	16,200	17,300	18,100	18,300	
	37 香川県	19,300	27,200	17,600	18,500	18,300	16,800	17,400	18,200	18,300	
	38 愛媛県	19,200	27,200	17,600	18,400	18,300	16,700	17,500	18,000	18,300	
	39 高知県	19,100	27,100	17,200	18,400	18,100	16,600	17,300	17,900	18,300	
九州	40 福岡県		21,500	17,300	18,300	17,500	16,300	16,400	17,200	15,800	20,300
	41 佐賀県		21,400	18,600	18,300	17,600	15,700	15,800	17,300	15,800	20,300
	42 長崎県		22,000	17,000	18,200	17,400	15,500	15,600	17,000	15,800	20,300
	43 熊本県		22,000	17,100	18,300	17,100	15,600	15,700	17,100	15,800	20,300
	44 大分県		21,800	16,600	18,100	17,300	15,400	15,700	17,200	15,800	20,300
	45 宮崎県		21,600	17,500	18,100	17,200	15,300	15,700	17,000	15,800	20,300
	46 鹿児島県		21,700	19,200	18,400	17,500	15,300	15,800	17,000	15,800	20,300
沖縄	47 沖縄県			19,500		18,800	14,800	18,100	22,200	17,900	

(注) 岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、労務費の上昇に伴う入札不調の多発が認められるため、入札不調に対応した単価を採用している。

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い資金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労務者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
- この金額は、全額の元額・下請企業を対象とする間接工事費等積算動向調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
- また、現在の被災県で見られる、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではありません。
- 7 この表は、「平成26年2月か適用する公共工事設計労務単価」に対応するものであり、年度の途中で新たに「入札不調対策のための需料状況を踏まえた設計労務が適用される場合は、その単価を概ね1.4倍した金額をもって必要経費を加算した単価(下段:参考値)」とする。

上段：公共工事設計勞務單價

(下段): 公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等) (参考値)

地方自治体別		所定労働時間8時間あたりの金額(単位:円)																		
都道府県名	トンネル建設費	掘りよう機具費	掘りよう機具費	掘りよう機具費	土木一般建設費	高級組員	普通組員	潜水士	潜水士補	潜水士員	山形砂防工	軌道工	型枠工	大工	空管	配管工	防水工	板金工	タイリング	
北海道	26,900 (37,800)	22,600 (31,800)	22,800 (32,100)	27,700 (38,900)	19,950 (26,000)	23,000 (32,300)	18,200 (25,400)	30,000 (42,200)	19,800 (27,600)	18,700 (26,300)	-	21,900 (30,200)	16,800 (23,600)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	17,000 (23,800)	18,200 (25,600)	18,800 (26,400)	19,100 (25,400)	19,100 (26,800)
東北	27,500 (38,700)	22,900 (31,600)	24,100 (33,900)	27,800 (38,200)	22,000 (30,900)	23,900 (33,000)	18,700 (26,300)	35,100 (48,400)	21,600 (30,400)	22,000 (30,900)	-	23,800 (33,200)	21,900 (30,600)	19,200 (27,000)	19,400 (27,300)	16,700 (23,500)	17,200 (24,000)	17,000 (23,900)	17,900 (25,200)	17,500 (24,800)
02 青森県	29,000 (40,800)	23,700 (33,300)	25,400 (35,700)	29,800 (41,800)	22,000 (30,900)	23,900 (33,000)	18,700 (26,300)	39,300 (53,200)	23,700 (33,300)	24,400 (34,300)	-	25,800 (36,300)	23,200 (32,600)	20,900 (29,200)	21,700 (30,500)	17,900 (25,400)	18,800 (26,400)	18,000 (25,300)	19,000 (26,700)	18,600 (26,000)
03 岩手県	26,900 (40,800)	23,600 (33,200)	25,300 (35,600)	32,600 (45,600)	27,300 (31,400)	23,900 (33,000)	18,700 (26,300)	42,000 (58,100)	25,900 (36,400)	26,400 (37,000)	-	28,500 (40,100)	23,300 (32,200)	22,900 (33,300)	23,700 (33,200)	18,700 (26,300)	20,500 (28,000)	19,800 (27,800)	20,800 (28,900)	18,800 (26,800)
04 宮城県	27,500 (38,700)	22,600 (31,800)	24,200 (34,000)	27,900 (39,100)	22,000 (32,200)	23,900 (33,000)	18,700 (26,300)	35,800 (50,300)	22,000 (30,800)	22,400 (31,700)	-	23,800 (33,200)	19,300 (27,100)	21,000 (29,500)	19,400 (27,300)	16,000 (22,500)	17,500 (24,800)	17,300 (24,300)	17,800 (24,700)	17,700 (24,600)
05 秋田県	27,500 (38,700)	22,600 (31,800)	24,100 (33,900)	27,800 (38,200)	22,000 (30,900)	23,900 (33,000)	18,700 (26,300)	36,200 (50,900)	23,200 (31,400)	22,700 (31,800)	-	22,100 (31,700)	19,700 (27,900)	18,400 (26,300)	18,200 (26,300)	16,000 (22,500)	17,500 (24,800)	17,300 (24,300)	18,400 (25,900)	18,000 (25,300)
06 山形県	27,500 (38,700)	22,600 (31,800)	24,100 (33,900)	27,800 (38,200)	22,000 (30,900)	23,900 (33,000)	18,700 (26,300)	36,200 (50,900)	23,200 (31,400)	22,700 (31,800)	-	22,100 (31,700)	19,700 (27,900)	18,400 (26,300)	18,200 (26,300)	16,000 (22,500)	17,500 (24,800)	17,300 (24,300)	18,400 (25,900)	18,000 (25,300)
07 福島県	27,500 (38,700)	22,600 (31,800)	24,100 (33,900)	27,800 (38,200)	22,000 (30,900)	23,900 (33,000)	18,700 (26,300)	36,200 (50,900)	23,200 (31,400)	22,700 (31,800)	-	22,100 (31,700)	19,700 (27,900)	18,400 (26,300)	18,200 (26,300)	16,000 (22,500)	17,500 (24,800)	17,300 (24,300)	18,400 (25,900)	18,000 (25,300)
関東	27,800 (39,100)	25,900 (38,400)	27,000 (38,000)	29,800 (40,800)	21,400 (30,100)	27,200 (38,200)	21,300 (29,900)	33,100 (48,600)	21,200 (29,800)	23,200 (32,600)	25,200 (35,400)	39,500 (58,900)	21,700 (30,500)	22,600 (31,800)	23,200 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,000)	23,400 (32,000)	23,400 (32,000)
08 茨城県	27,800 (39																			

(2) 法定福利費のうち、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額（試算）の参考公表

○ 公共工事設計労務単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、法定福利費のうち、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額等は含まれていない。これらの事業主負担額の費用は、積算上、現場管理費等に含まれている。

日当たり賃金	標準報酬月額	種類 負担率	労働保険	社会保険		法定福利費の 事業主負担額 (月当たり)	日当たり賃金 ＋ 法定福利費の 事業主負担額 (日当たり)	日当たり に対する 割合
			雇用保険	健康保険 (介護保険を含む)	厚生年金保険 (児童手当拠出金を含む)			
			1.050%	5.760%	8.710%			
7,500	170,000		1,733	9,792	14,807	26,332	8,697	116.0%
10,000	220,000		2,310	12,672	19,162	34,144	11,552	115.5%
12,500	280,000		2,888	16,128	24,388	43,404	14,473	115.8%
15,000	340,000		3,465	19,584	29,614	52,663	17,394	116.0%
17,500	380,000		4,043	21,888	33,098	59,029	20,183	115.3%
20,000	440,000		4,620	25,344	38,324	68,288	23,104	115.5%
22,500	500,000		5,198	28,800	43,550	77,548	26,025	115.7%
25,000	560,000		5,775	32,256	48,776	86,807	28,946	115.8%
27,500	620,000		6,353	35,712	54,002	96,067	31,867	115.9%
30,000	650,000		6,930	37,440	54,002	98,372	34,471	114.9%

※ 雇用保険：労働者を雇用する事業所における一般被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。
事業主負担額は、日当たり賃金別に月22日労働と仮定した場合の月当たり賃金を元に算定。
(例：日当たり賃金15,000円×22日＝月当たり賃金330,000円)
健康保険・厚生年金保険：法人及び常時5人以上の従業員を使用する事業所における被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。
事業主負担額は、日当たり賃金別に月22日労働と仮定した場合の標準報酬月額（賞与等を含まない）を元に算定。厚生年金保険の標準報酬月額
の上限額は620,000円。
(例：日当たり賃金15,000円×22日＝月当たり賃金330,000円 → 報酬月額330,000円以上350,000円未満の標準報酬月額は340,000円)
「健康保険」は、全国健康保険協会管掌健康保険料（東京）の掛金、介護保険料を含む。
「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む（厚生年金基金加入員を除く）
「法定福利費の事業主負担額（日当たり）」は、「法定福利費の事業主負担額（月当たり）」を22日で除して算定。
小数点以下は四捨五入して算定。
平成26年2月時点の負担率